

県南広域振興局長告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年5月15日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人平和会	北上市村崎野12地割74番地28	ふれあいヘルパーステーション	北上市和賀町長沼5地割350番地1	平成21年4月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社三協医科器械	紫波郡矢巾町流通センター南一丁目7番7号	指定居宅介護支援事業所 あったかいごひといち	遠野市中央通り5番25号	平成21年4月17日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人平和会	北上市村崎野12地割74番地28	ふれあいヘルパーステーション	北上市和賀町長沼5地割350番地1	平成21年4月1日

4 介護予防認知症対応型通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人悠和会	花巻市幸田第4地割116番地1	認知症対応型通所介護銀河の里	花巻市幸田第4地割116番地1	平成21年3月14日